

第1章 計画の考え方

1 策定の趣旨

平成 18（2006）年に改正された教育基本法において、国は、教育の振興に関する基本的な計画を定めることとされ、地方公共団体においても、地域の実情に応じた計画を定めるよう努めなければならないことが規定されました。

国は現在、第3期となる教育振興基本計画（平成 30（2018）年6月）に基づき、令和 12（2030）年以降の社会の変化を見据え、「自立した人間として、主体的に判断し、多様な人々と協働しながら新たな価値を創造する人材の育成」「一人一人が活躍し、豊かで安心して暮らせる社会の実現、社会の持続的な成長・発展」を目指しています。

本市においては、平成 22（2010）年3月に、10年間を計画期間とする「帯広市教育基本計画」を策定し、「ふるさとの風土に学び 人がきらめき 人がつながる おびひろの教育」を基本理念として、各種教育施策を進めており、学校支援ボランティアを活用した学校づくりや、学校の耐震化による安全性の確保、社会教育施設間の連携の充実などが図られています。

一方、科学技術の進歩やグローバル化の進展、少子高齢化や人口減少が進む中、社会の変化に主体的に向き合い未来を切り拓く人材の育成や、ふるさとの発展に貢献しようとする人づくり、人や地域とのつながりづくりを進めるとともに、誰もが生涯にわたり活躍できる地域社会の実現が求められています。

本計画は、教育・文化・スポーツの振興による活力のある地域社会の実現に向けて、市民と行政がそれぞれの立場から力を合わせて取り組むための指針として、共通の目標とする「めざす姿」を示すとともに、計画の実現に向けて、行政の取り組みを明らかにするため策定するものです。

教育基本法（抜粋）

第 17 条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び構すべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。



2 計画の位置付け

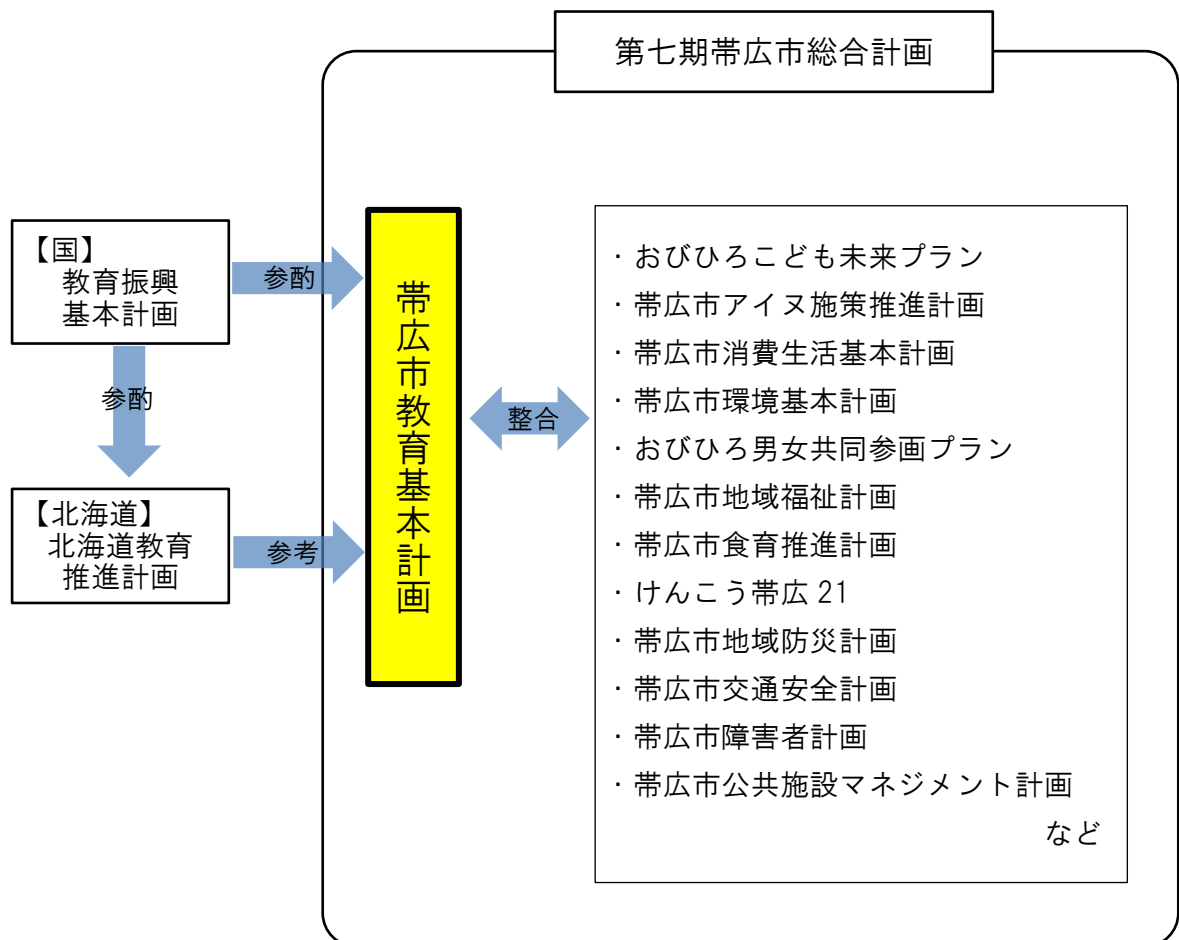
本計画は、各種法令等に基づき以下のとおり位置付けます。

- (1) 教育基本法第 17 条第 2 項に基づく、教育の振興のための施策に関する基本的な計画
- (2) 文化芸術基本法第 7 条の 2 に基づく、文化芸術の推進に関する計画
- (3) スポーツ基本法第 10 条第 1 項に基づく、スポーツの推進に関する計画
- (4) 教育に関する分野計画として第七期帯広市総合計画[※]に即して策定する計画

3 計画の範囲

帯広市教育委員会が所管するすべての施策を計画の範囲とします。なお、教育委員会以外の部課が所管する関連施策とも連携を図りながら推進します。

《帯広市教育基本計画と関連する主な計画》

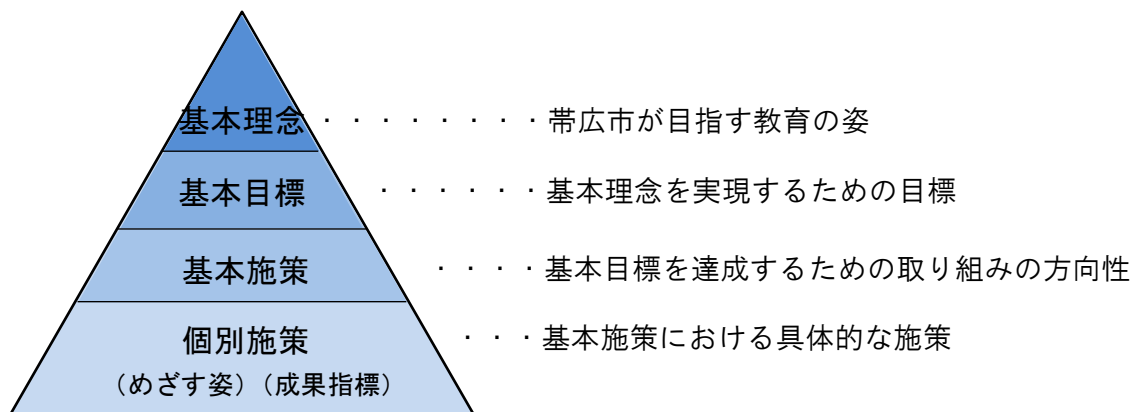


※ 帯広市総合計画 帯広市まちづくり基本条例（平成 18(2006)年 12 月制定）第 15 条に基づき策定する、市のまちづくりを総合的かつ計画的に推進するための計画。

4 計画の構成

本計画は「基本理念」「基本目標」「基本施策」「個別施策」により構成します。

個別施策ごとに市民と行政がそれぞれの立場から取り組む共通の目標である「めざす姿」を定めるとともに、施策の推進状況を示す目安となる「成果指標」を設定します。



5 計画の期間

令和2(2020)年度から令和11(2029)年度までの10年間を計画の期間とします。
なお、社会情勢の変化に柔軟に対応するため、必要に応じて見直しを行います。